

特別立入調査の結果、設置者に対して文書による指導を行った施設一覧(令和4年度 特別立入調査実施分)

|   | 設置場所 |      | 保育施設名                   | 設置者                  | 立入調査日      | 文書指導日     | 主な指摘・指導事項   | 協会の対応   |
|---|------|------|-------------------------|----------------------|------------|-----------|---|---|
|   | 都道府県 | 市区町村 |                         |                      |            |           |   |   |
| 1 | 兵庫県  | 神戸市  | ひよっこ保育園                 | 一般社団法人ミクスケア          | 令和4年4月26日  | 令和5年3月6日  | ①「保育従事者の常勤換算」について、不適正な申請がされていた。<br>②「保育補助者雇上強化加算」について、不適正な申請がされていた。   | 左記の指摘・指導事項について、改善報告書の提出を指示した。(提出済み)<br>また、過度に支払われていた助成金の返還を請求予定。  |
| 2 | 宮崎県  | 宮崎市  | さくらのもり保育園               | 有限会社AIDEES           | 令和4年12月7日  | 令和5年3月31日 | ①現場の保育士により不適切な保育がされていた。   | 左記の指摘・指導事項について、改善報告書の提出を指示した。(提出済み)   |
| 3 | 兵庫県  | 尼崎市  | 保育所ちびっランドJR尼崎園          | 有限会社らいとほうす           | 令和4年11月8日  | 令和5年6月22日 | 特別立入調査結果通知に先立ち、以下のとおり改善指導を実施した。<br>①現場の保育士により、乳幼児の人権に対する配慮が欠けた行為がされていた。<br>②現場の保育士により、不適切な保育がされていた。   | 左記のすべての指摘・指導事項について、改善状況及び再発防止策を盛り込んだ改善報告書を提出するよう指示した。<br><br>なお、①については、乳幼児の人権に対する配慮が欠けた行為をした保育士は、保育業務に携わらないことを指示した。<br>②については、不適切な保育をした保育士に法人としての適切な処遇を求めた。 |
| 4 | 東京都  | 国分寺市 | さかのうえ ふれあいえん            | 合同会社そだちの園            | 令和4年12月1日  | 令和5年6月29日 | ①現場の保育士により不適切な保育がされていた。   | 左記の指摘・指導事項について、改善報告書の提出を指示した。(提出済み)   |
| 5 | 香川県  | 坂出市  | マルチン病院バンビノ保育園           | 宗教法人カトリック聖ドミニコ宣教修道女会 | 令和5年1月20日  | 令和5年6月29日 | ①現場の保育士により不適切な保育がされていた。   | 左記の指摘・指導事項について、改善報告書の提出を指示した。(提出済み)   |
| 6 | 北海道  | 上川郡  | キトウシこどもの森               | NPO法人大雪山自然学校         | 令和4年6月9日   | 令和5年6月29日 | ①「保育従事者の常勤換算」について、不適正な申請がされていた。<br>②「保育補助者雇上強化加算」について、不適正な申請がされていた。<br>③「連携推進加算」について、不適正な申請がされていた。  | 左記の指摘・指導事項について、改善報告書の提出を指示した。(提出済み)<br>また、過度に支払われていた助成金の返還を請求予定。  |
| 7 | 広島県  | 広島市  | 株式会社ウイングスタッフ<br>もしもし保育園 | 株式会社ウイングスタッフ         | 令和4年10月17日 | 令和5年7月31日 | ①現場の保育士により不適切な保育がされていた。<br>②「配置基準」が満たされていないかった。   | 左記の指摘・指導事項について、改善報告書の提出を指示した。(提出済み)   |
| 8 | 大阪府  | 大阪市  | 寺田町保育園ナーサリーぼっぼ          | 株式会社結心               | 令和4年7月6日   | 令和5年9月26日 | 保育施設内において、本助成金の交付の目的である「企業主導型の事業所内保育事業を主軸として、多様な就労形態に対応する保育サービスの拡大を行い、保育所待機児童の解消を図り、仕事と子育てとの両立に資すること」(実施要綱第1)から逸脱し、「動物の飼育」という目的外使用が確認されたため、直ちにこの目的外使用を止めることを指導。 | 左記の指摘・指導事項について、報告書の提出を指示した。(改善確認中)  |
| 9 | 広島県  | 広島市  | おりがみ保育園いつかいち            | 東洋商事株式会社             | 令和4年12月22日 | 令和5年10月5日 | ①現場の保育士により不適切な保育がされていた。<br>②乳幼児突然死症候群の予防への配慮が不足していた。<br>③「配置基準」が満たされていないかった。  | 左記の指摘・指導事項について、改善報告書の提出を指示した。(提出済み)   |